

三重県 県土整備部 建設業課
令和8年度経営事項審査説明会のCCUSの説明

「CCUSのメリットと今後の活用について」

2026.6 (一財)建設業振興基金

1. CCUSの目的・概要について

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

人材確保

技能者の技能・経験に応じた**処遇改善**を進めることで、

①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもて、

②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指すまた、

生産性向上

社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



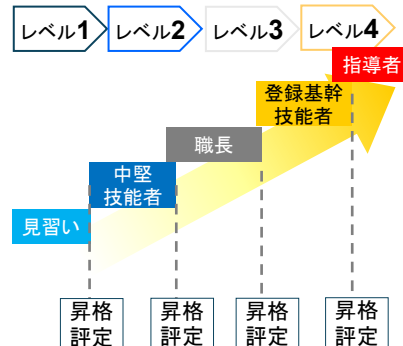
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



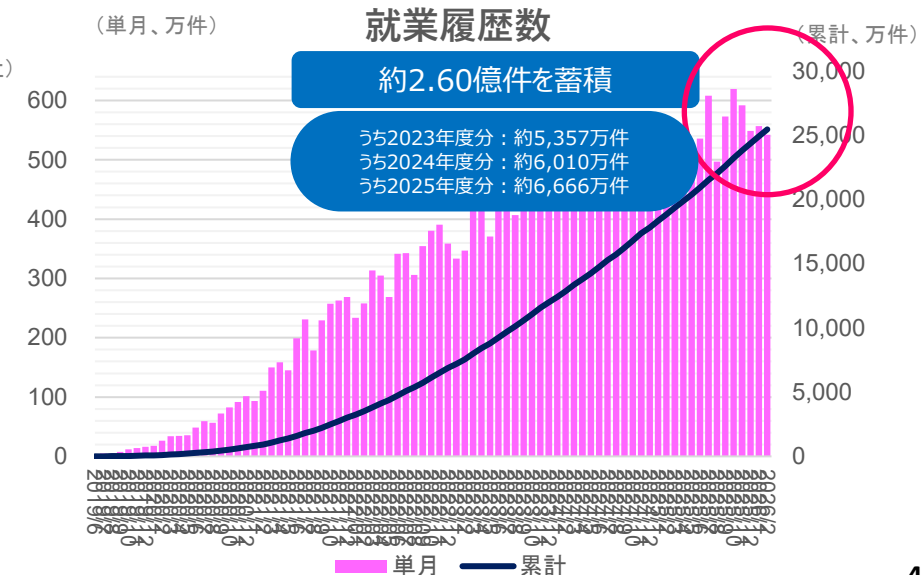
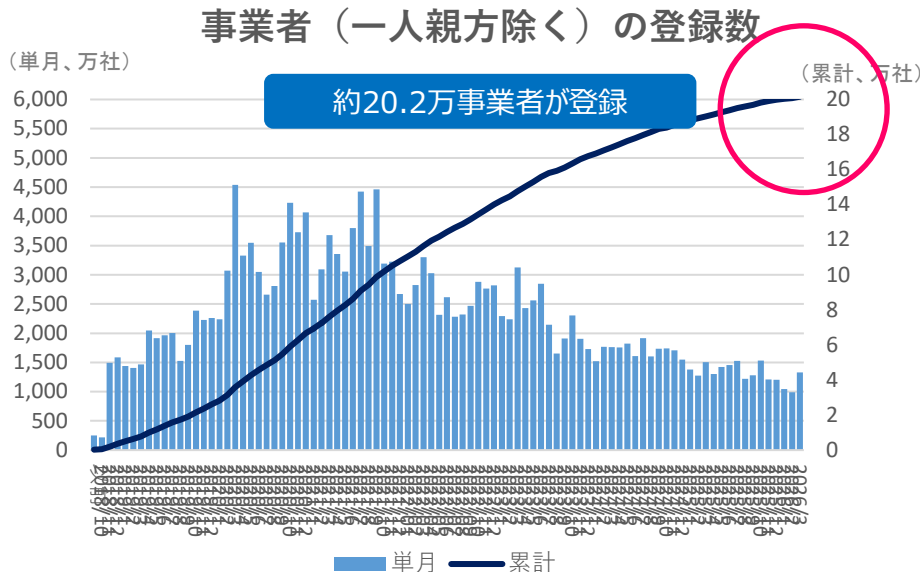
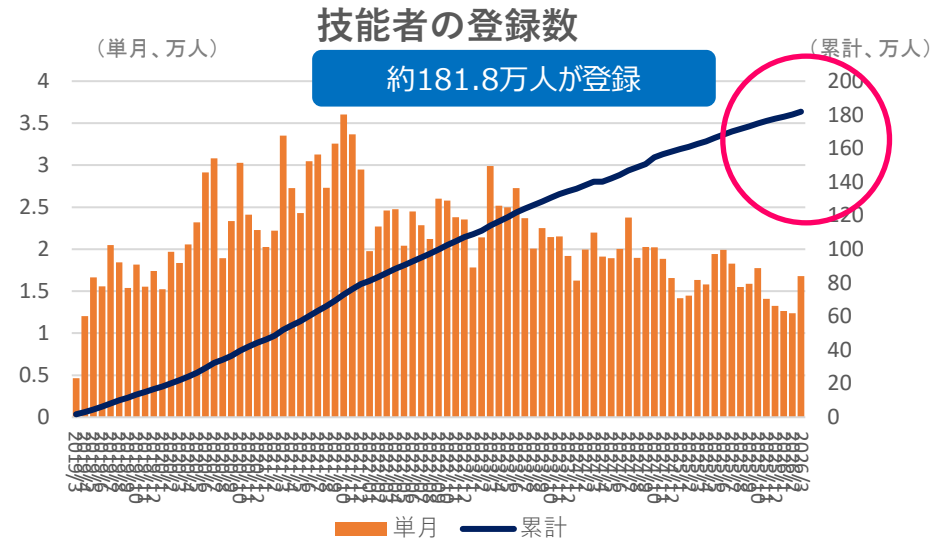
現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など



建設キャリアアップシステムの利用状況（2026年3月末実績）

- **技能者は約181.8万人が登録済**
(技能者のほぼ2人に1人が利用する水準に。)
- **事業者（一人親方除く）は約20.2万社が登録済**
(工事実績のある許可事業者の半数相当に。)
- **一人親方は約10.8万者が登録済**
(一人親方は、技能者の登録数に含まれる。)
- **現場での利用数※は逡増傾向**
(※就業履歴数。直近では月560万件前後で推移。)



技能者

- **どこの現場でも就業履歴が溜まる**
- **建退共退職金ポイントへデータ連携出来る**
- **保有資格と就業履歴で能力評価される**
- **自分の技能や就業履歴を証明に使える**

健全な技能者であることを証明できる

事業者

- **デジタル化によるデータ連携で現場管理の効率化**
- **所属技能者の適正評価とレベルアップ[®]**
- **企業評価・施工能力の見える化等による差別化**

人を育てる健全な事業者であることを証明できる

2. CCUSのメリット・現状について

	これまで	リニューアル後
電子申請 (掛金納付)	就労実績報告作成ツール（以下「就労ツール」）と電子申請専用サイト（以下「専用サイト」）の二つのシステムで登録	就労ツールを使わず、専用サイトで <u>全ての手続きが完結</u>
	元請下請間や就労ツールと専用サイト間でデータの受渡し（授受）が発生	専用サイトですべての操作が可能となり、 <u>データファイルの受渡しが不要</u>
	元請と下請間のやり取りや確認に時間を要する	元請も下請も内容や作業状態を <u>リアルタイムに確認が可能</u>
	データチェックに2営業日必要	<u>当日中にデータチェックが可能</u>
CCUSとの連携	CCUSから「現場・契約情報」や「就業履歴」ファイルをダウンロードし、専用サイトに登録するなど、 <u>複数回の手作業が発生</u>	<u>CCUSからデータを自動連携することにより手続きを簡素化</u>
オンライン申請	共済手帳申込などの <u>数種類の手続きのみ</u> オンライン申請が可能	<u>すべての手続きについて、オンライン申請が可能</u> （手帳等の添付書類については、郵送による提出が必要）

※新規工事は10月3日～（CCUS連携は10月14日～）、現在運用中の工事は12月末から新システムで利用可能

退職金ポイント還元キャンペーンについて

※詳細は別添資料を参照ください

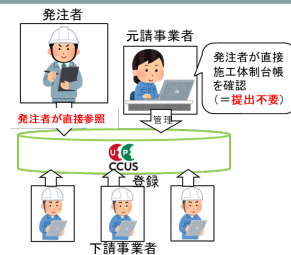
- 電子申請専用サイトリニューアルに伴い令和7年10月1日～令和8年3月31日までの期間で実施
- 期間中に退職金ポイントを購入した共済契約者に対し、購入した退職金ポイントの2%（CCUS連携工事の場合は5%）をポイント還元。令和8年4月以降に還元予定。

第三次・担い手3法に係るCCUSの位置づけ

○第三次・担い手3法において、生産性向上や処遇改善の観点から、施工体制台帳提出義務の合理化や建設業者による処遇確保等に係る改正がなされ、関係省令等においてCCUS活用を位置づけ

公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化

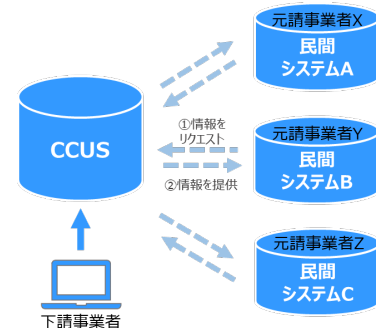
- 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、提出義務を免除。(入契法第15条第2項)
- システム等として、「**建設キャリアアップシステム**」を法令上明記。(入契法施行規則第2条)
- 入契法適正化指針や品確法基本方針、ICT指針等において、**公共発注者における活用を明記**。



ICTを活用した現場管理の効率化

- 改正建設業法において、**特定建設業者や公共工事の受注者に対し、ICTを活用した効率的な現場管理を努力義務化**。(建設業法第25条の28)
- 当該措置に関し、国が定める「指針」(※1)において、**取り組むことが望ましい事項として、「CCUSの活用促進」(※2)を位置づけ**。

- ※1 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針(ICT指針)
- ※2 ICT指針において、以下のようなCCUS活用促進を明記
 - ・事業者登録、技能者登録、現場・契約情報の登録、施工体制の登録、就業履歴の蓄積等の一層の推進
 - ・元請業者のカードリーダー等利用環境の構築、下請業者に対する利用の働きかけ
 - ・CCUSと施工管理システムとの連携機能を活用した、事務作業や現場管理の効率化 等



現場技術者の専任義務の緩和

- 改正建設業法において、**現場技術者の専任義務について、一定の要件に合致する工事に関して兼任を可能とする制度を創設**。(建設業法第26条3項)
- 要件のうち、工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置として、**CCUS等を望ましい措置として明記**。

建設業者による処遇確保

- 改正建設業法等において、**技能者の知識や技能等に応じた適切な処遇の確保を、建設業者に対して努力義務化**。(建設業法第25条の27第2項、品確法第8条第4項)
- 品確法基本方針において、**CCUSの利用促進等により、技能労働者が有する技能や経験に応じた適切な処遇を受けられるよう労働環境の改善に努めるよう明記**。

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言状況に関する評価項目の追加方針 国土交通省

中央建設業審議会総会資料
(令和7年6月30日開催)

現行

R8.7.1より施行

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(W1-10)

○審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事について、以下の全ての措置を講じている場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者がカードリーダー等によりCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

民間工事を含む全ての建設工事で実施した場合	15点
全ての公共工事で実施した場合	10点

改正

(点数のみ)

改正

W1-⑦

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

民間工事を含む全ての建設工事で実施した場合	10点
全ての公共工事で実施した場合	5点

自主宣言掲載開始日以降の改正予定

新設

W1-⑧

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言状況

○審査基準日以前に宣言し、ポータルサイトに宣言が掲載されている場合に加点

【宣言の必須項目】

- ① 労務費の確保・行き渡り等のための取組
- ② CCUSの活用(就業履歴の蓄積)
- ③ 宣言企業との取引優先

宣言した場合	5点
--------	----

自主宣言掲載開始日以降の改正予定



参加することの効果

宣言企業は、シンボルマークを使用可能とし、企業一覧をHPで公表。また、宣言企業に対して、経営事項審査における加点等のインセンティブを講じることを検討を行っている。これらを通じて

- ・建設技能者を大切に、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者として評価され、**就業者に選ばれる。**
- ・事業活動に必要な就業者を安定的に確保
- ・発注者からエンドユーザーに至るまで**サプライチェーンの中で適切に評価される。**

自主宣言への参加の流れ

01 自主宣言の立場の選択 自主宣言は以下の立場で行うことができます。
①元請事業者、②下請事業者、③発注者どの立場で宣言を行うか選択してください。

02 必須項目の検討 宣言する立場により必須項目内容が異なりますので、立場に応じた検討をお願いいたします。

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の必須項目（一部抜粋）

元請事業者	下請事業者	発注者
労務費確保・賃金支払い等のための取組 ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	労務費確保・賃金支払い等のための取組 ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	労務費確保・賃金支払い等のための取組 ・元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
CCUS の活用 ・全ての現場において、CCUS を利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと。 等	CCUS の活用 ・雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
宣言企業との取引優先 ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	宣言企業との取引優先 ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	宣言企業との取引優先 ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。

※自主宣言への詳しい参加方法等については、ポータルサイトをご参照ください。
○申請ポータルサイト：<https://jishusengen.mlit.go.jp>
 令和7年12月12日（金）より申請受け受け開始



🏠 宣言の申請 **R8.7.1以降を申請日とする申請より適用**

自主宣言を行う前の確認事項 [制度主旨と宣言手順]

建設キャリアアップシステムへの登録は、外国人技能者(特に**技能実習生**や**特定技能外国人**)にとって、日本で働くための**事実上の必須条件**となっている

1. 登録の義務化

建設分野で働く外国人技能者は、制度上、CCUSへの登録が強く求められている

♡**技能実習生**: 2020.1～から、建設分野の技能実習生の受入れにおいてCCUS登録が義務化

♡**特定技能外国人**: 「特定技能1号・2号」として就労する場合も、[受入れ計画の申請時にCCUSの技能者IDが必要](#)とされ、登録が前提

♡**特定活動**: 建設現場で技能者として働く場合は、原則として**建設キャリアアップシステム(CCUS)への登録を義務付け**

2. 在留資格の要件・キャリアアップへの活用

特定技能2号への移行: 「特定技能2号」を目指す際、CCUSに蓄積された就業日数(職長や班長としての経験)が実務経験の証明書類として利用され、CCUSを活用しない場合は、申請に際し客観的な疎明資料を用意する必要が生じる

在留期限のない2号特定技能外国人へのステップアップ基準として、試験と実務経験（建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業時従事し、工程を管理する者（班長）としての実務経験を要件とする：建設分野運用方針）が定められている

実務経験については、令和7年1月31日付け国土交通省通知に運用が定められている。当該通知では、実務経験の確認についてCCUSを積極的に活用することとしており、**外国人が就業する現場でのCCUS運用のインセンティブ**としている

通知における実務経験の確認

- ① レベル3のレベル判定結果通知書の写し（ほぼ無理）
- ② 能力評価基準のある職種でCCUSに必要な経験がある者（CCUS画面のスクショ）
※職種により、職長+班長班長経験は0.5、1、2又は3年
- ③ 能力評価基準のない職種でCCUSに3年以上の職長+班長経験がある者（CCUS画面のスクショ）
- ④ CCUSに蓄積がない者は、職種により必要な職長+班長経験について、雇用事業者による「経歴証明書」により職長、班長としての就業日数の証明を得て事実と相違ない旨誓約（事実と相違する場合は在留資格を取り消されても異存ない旨）して申請。

※長期間の日報や出面を疎明資料として整える必要があり負担が大きい

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 新旧対照表

● 施工体制台帳の提出義務合理化

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前（最終変更：令和4年5月20日閣議決定）	備考
<p>(5) 施工体制の把握の徹底等に関すること 公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われ</p> <p>公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけでなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各省各庁の長等においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、公共工事については、法第15条第1項及び第2項により、<u>下請契約を締結する全ての工事について、その作成が義務付けられるとともに、受注者が建設キャリアアップシステム（CCUS）等のシステム（当該システムとASP等の情報共有システムとの連携を行う場合も含む。以下この節において同じ。）を活用することで、発注者が施工体制を確認することができる場合を除き、発注者への写しの提出が義務付けられている。</u>各省各庁の長等は、施工体制台帳の作成及び提出等を求めるとともに、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこれを適切に活用するものとする。また、各省各庁の長等は、元請業者の負担を軽減するため、<u>施工体制台帳の写しの提出に代えて、建設キャリアアップシステム等のシステムの活用による施工体制の確認に努めるものとする。</u></p>	<p>(5) 施工体制の把握の徹底等に関すること 公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われ</p> <p>公共工事の適正な施工の確保には、下請を含め適正な施工体制の確保が重要。</p> <p>公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけでなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各省各庁の長等においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、公共工事については、法第15条第1項及び第2項により、<u>下請契約を締結する全ての工事について、その作成及び発注者への写しの提出が義務付けられたところ</u></p> <p>受注者が建設キャリアアップシステム等のシステムを活用することで、発注者が施工体制を確認することが出来る場合、施工体制台帳の写しの提出を要しない</p> <p>各省各庁の長等は、施工体制台帳の写しの提出に代えて、建設キャリアアップシステムの活用による施工体制の確認に努めるものとする</p>	<p>入契法第15条第2項</p>

3. その他(資料紹介など)



- 現場での就業履歴の蓄積促進に向け、蓄積環境の整備を図る観点から、現場利用に必要な機器等に係る負担軽減の各種取組を展開。
- その一環として、今回、iPhoneをカードリーダーとしても使用できるよう、建レコに機能を追加。
- **建レコがインストールされたiPhone**にCCUSカードをタッチすることで就業履歴を蓄積することが可能。これにより、カードリーダーは不要に。

(2024年1月29日供用開始)

【使用方法】

【従来】



現場毎に、「PC等」と「カードリーダー」が必要



【建レコがインストールされたiPhoneを活用すると】



カードリーダーは不要(iPhoneのみでOK!)
iPhoneの裏側にCCUSカードをタッチ



【対象環境】

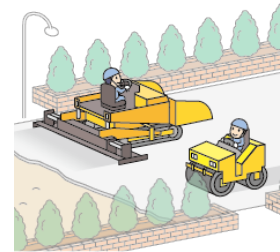
- ・iOS16以上のiPhone ※建レコ対応のiOSに準じる (iOS16へアップデート可能な機種は、iPhone8以降及びiPhoneSE第2世代以降)
- ・建レコver 1.2.10 以上 ※AppStoreからインストールしてください

【留意事項】

- ・今回新たに提供するiPhoneのカードリーダー化は、CCUSカードの暗号化されていない領域を利用して就業履歴を蓄積するため、これまでと比べ偽造防止のセキュリティレベルは低くなっています。ご利用に当たっては、その旨ご承知おき下さい。

【利用例】

【舗装工事】



作業場所が日々変わるため、PCやカードリーダーの常設が困難



iPhone一つあれば、CCUSへ就業履歴の蓄積が可能

【山奥の現場】



通信回線が届かず、CCUSにデータ登録が出来ない



通信回線が届かなくても、現場での就業履歴はiPhoneへ蓄積

(通信回線が届く場所へ戻った後、CCUSと連携し就業履歴を登録)

※iPhoneへ就業履歴を蓄積するには、あらかじめ現場情報や技能者情報を建レコにダウンロードしておく必要があります。

登録技能者が、スマホで自らの就業履歴、資格情報、レベル・レベルアップの目安などを確認できるアプリ。
CCUSを身近に感じ、CCUSのメリットを実感いただくことを目的としています。
ダウンロードは無料。iPhoneでもAndroidスマホでもご利用いただけます。

ホーム画面

- レベルの色を表示 (Lv1:白、Lv2:青、Lv3:緑、Lv4:赤)
- ホーム画面は、アプリ内に登録されているイラストから、好きなものを選択(※)
- レベルと職種、登録基幹技能者であることを表示
- マイページからは、氏名などの基本情報・お知らせ等を表示
- 技能者IDをQR表示 (ワンタイム)
- 溜まった建退共退職金を確認できる
- 直近の就業履歴を表示

就業履歴を確認できる

資格証を画像表示できる

登録している基本情報を確認できる

***次機開発：現在のスキルセットからレベルUPに必要な資格や就業年数を確認できる**

マイページ

建設キャリアアップシステム 登録ユーザー

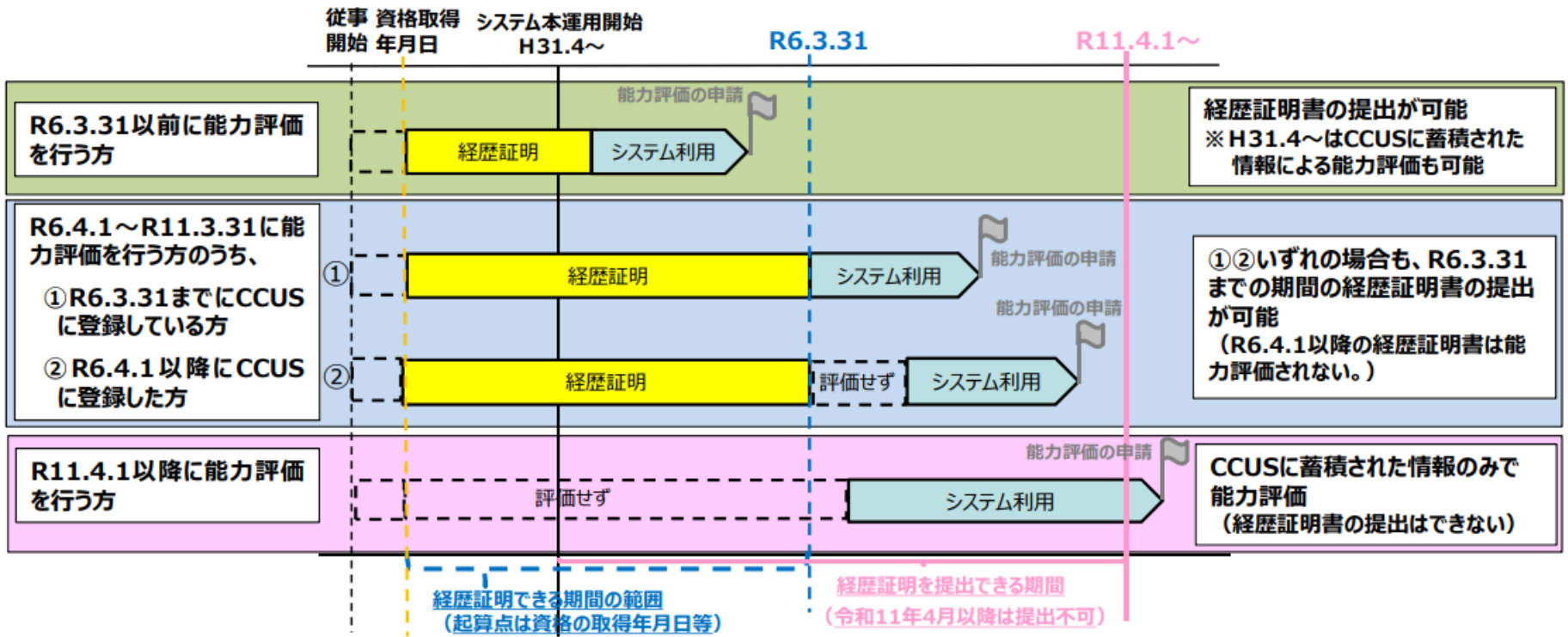
検索番号 1234 5678 90123 21
 名前 田中 太郎
 職種 (本区分/外区分)
 12 その他
 13 建設業技能者(区画線工)
 14 運転手(一般)
 15 運転手(一般)
 16 技能工
 17 技能工
 レベル
 ゴールド 道路標示・路面標示
 メールアドレス
 kensetsu@ecample.com

お知らせ
 OO建設からクーポンが届いています
 アンケートのお願ひ

直近就業履歴
 2024年7月5日 虎ノ門駅前ビル2号館 法面工 班長
 2024年7月4日 虎ノ門駅前ビル2号館 法面工 班長

- 建設技能者の能力評価制度においては、建設キャリアアップシステム(CCUS)により客観的に把握できる就業年数、保有資格、マネジメント経験(職長・班長としての経験年数)を評価することを原則とする。
- 一方で、CCUSに就業履歴を蓄積できる環境が整うまでの経過措置として、**令和11年3月31日まで**に能力評価の申請を行う場合には、**令和6年3月31日までの**就業年数、マネジメント経験については、所属事業者等により作成された『経歴証明書』の提出を認めている。
(令和11年4月1日以降に能力評価の申請を行う場合には、CCUSにより客観的に把握できる情報のみを評価することとする。)
- なお、一定の客観性の確保の観点から、経歴証明の起算点は、建設業に関する資格の取得年月日等(CCUSに登録された情報)とする。(マネジメント経験については、起算点の確認は要さない(所属事業者等の経歴証明のみ))

【経歴証明の活用】





建設キャリアアップシステム 登録技能者・登録事業者の皆様へ

CCUS能力評価申請手数料の全額支援を**当面の間延長します！**
～この機会に能力評価を申請しましょう～

○全額支援を行う**延長期間**

・2026年4月1日(水)から**当面の間** 〳 延長します！〵

- ※全額支援は2025年8月1日(金)より実施しております。
- ※申請日基準となります。
- ※延長の終了時期につきましては、改めてご案内いたします。

○対象者

・CCUS技能者登録(詳細型登録)が完了している方

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)者も含む

○対象となる能力評価

・全ての能力評価分野が対象 (レベル2～レベル4)

○全額支援の対象範囲

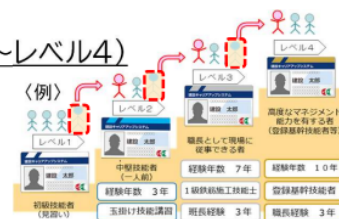
・能力評価申請に係る手数料4,000円

- ※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)については3,000円
- ※CCUS登録技能者が簡略型登録から詳細型登録へ移行する際の手数料(2,400円)は対象外
- ※全額支援は申請回数に制限を設けておりません。

○全額支援を活用した申請方法

・能力評価実施団体への申請自体は従来通り
・ただし、能力評価申請手数料の支払は不要

- ※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)についても従来通り
- ※従来、申請時に必要な書類であった手数料支払に係る証明書については、添付不要
- ワンストップ申請の場合においては、建設業振興基金が指定する画像を添付



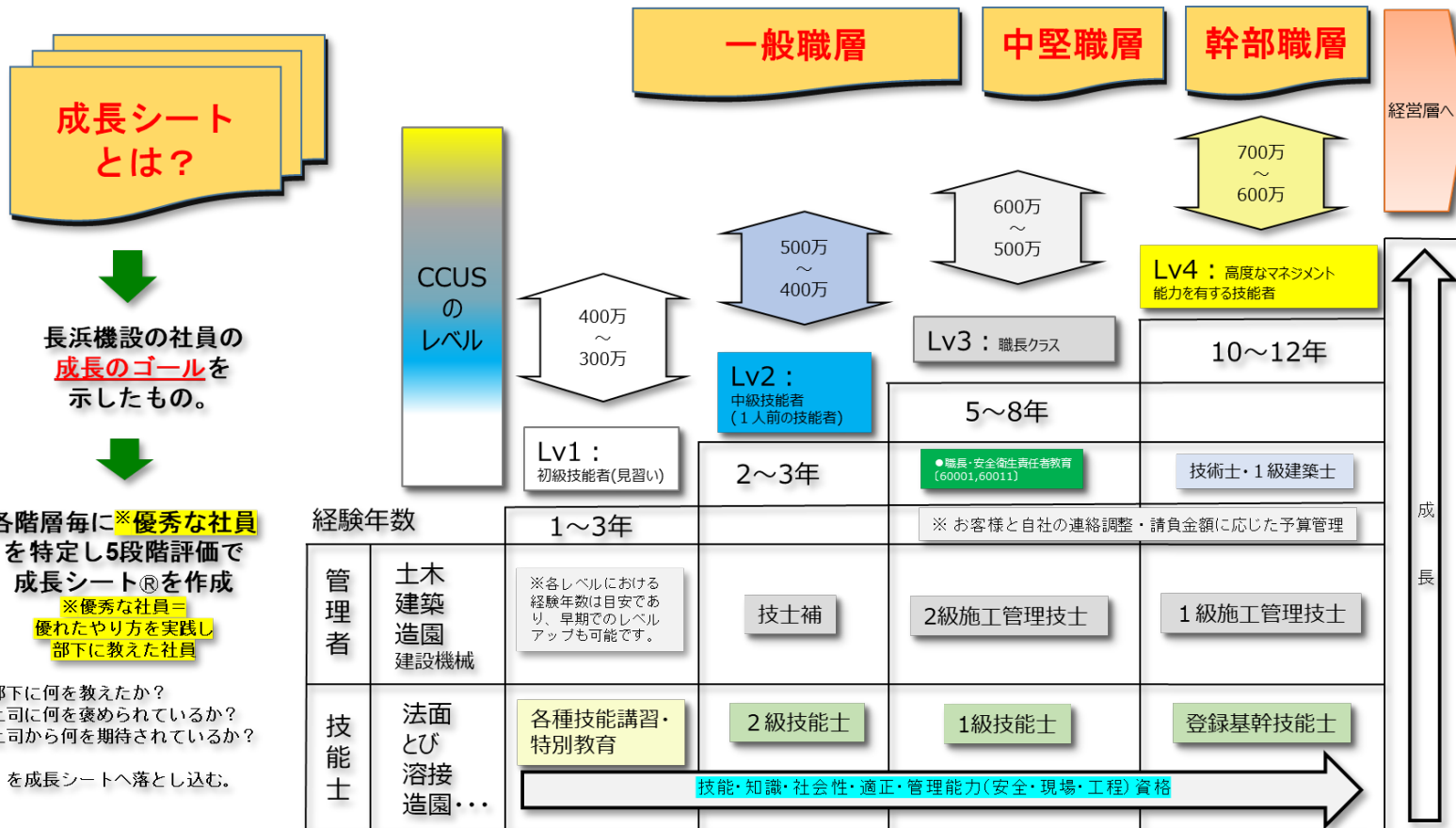
申請方法の詳細については、各能力評価実施団体にお尋ねください

能力評価分野及び申請先については、右のQRコードよりご確認ください
(QRコード:国土交通省HP)



1. (株)長浜機設 :

2. 成長シート®について (CCUS連動)



本人の適性や意向に応じた配置転換(社内異動)
技能者・管理者それぞれでキャリアパスと連動



1. レベルに応じた手当支給

①谷協組（北海道）

自社の技能者を対象に、**CCUSレベルに応じた「キャリアアップ手当」**を導入。
(月額)

レベル	キャリアアップ手当
4(金)	20,000円
3(銀)	15,000円
2(青)	10,000円
1(白)	5,000円

②大和ハウス工業（大阪）

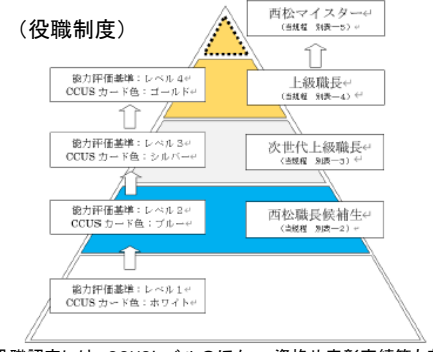
協力会社の技能者を対象に、**CCUSレベルと独自の能力評価制度を組み合わせた手当を支給する「技能者キャリアアップ制度」**を導入。

CCUSレベル	①技能者キャリアアップ制度 (事業所負担)	②優秀技能者認定制度 (事業所負担)	①に該当し②に認定された場合(最大)
レベル4(ゴールド) (マネジメントレベル)	200円/日	1,800円/日	2,000円/日
レベル3(シルバー) (職長レベル)	100円/日	900円/日	1,000円/日
レベル2(ブルー) (中堅技能者)	50円/日	450円/日	500円/日
レベル1(ホワイト) (見習い)	0円/日	0円/日	0円/日

2. 独自の評価・手当制度の要件等として活用

○西松建設（東京）

協力会社の技能者を対象に、**CCUSレベルを考慮し認定される優良技能者制度**を導入。認定された役職に応じ、**CCUSの就業履歴の日数に基づき算出される手当**を支給。



(手当制度)

役職	単価
西松マイスター	日額 3,000円
上級職長	日額 2,000円
次世代上級職長	日額 1,000円
西松職長候補生	日額 500円

【その他実施している企業】
竹中工務店、浅沼組、大林組、大林道路、奥村組、熊谷組、佐藤工業、大成建設、大成ロテック、大日本土木、東亜建設工業、戸田建設、飛鳥建設、中山組、日本国土開発、橋本店、長谷工コーポレーション、フジタ、富士ビー・エス、馬淵建設等...

3. 昇給・昇格の要件として活用

(昇格基準)

○フクザワコーポレーション（長野）

自社の技能者の**昇格基準として、CCUSレベルを設定**。

CCUS	階層	役職	職務基準
4	中堅	部長	経営者補佐し業務遂行、会社全体の方針・政策立案等
		担当部長	全工事の施工要領を把握し合理的に工事を遂行等
		課長	大型工事等の現場管理や工法等の提案が優れている等
3	中堅	担当課長	施工管理者と大型工事等の現場管理等を協議できる等
		係長	上司を補佐し、作業班への指示・指導業務を遂行等
		担当係長	適切な判断、アクシデントへの対応、改善・提案能力等
2	一般	主任	条件に基づいて作業班へ作業指示等
		担当主任	加工手順や加工場所を作業班に指示等
		職長	数名の作業班を率いて、職務遂行等
1	一般	3年目	指示された仕事を作業手順に基づき実施等
		2年目	指導を受けながら職務を遂行等
		1年目	特別教育などを取得等

4. 建退共掛金負担

協力会社の技能者について、CCUSに登録している場合は、**建退共掛金を全額負担**。

- 鹿島建設
- 清水建設
- 竹中工務店
- 三井住友建設
- 等



建設キャリアアップシステム
建設業と技能者を支える
CCUS運用実践セミナー

参加無料!

長崎で開催します!

パソコン付き教室(1人1台)で学べるから手ぶらでOK!

メイン講師とサポート講師がいるから、パソコン操作を間違えてもすぐ聞ける!

2時間のセミナー後、質問コーナーがあるから、安心!

CCUS未登録・初心者の方の参加をお待ちしています!

● 内容: 現場運用の実技習得体験 (事業者登録、技能者登録が済んでなくても参加できます)

● 開催日: 2025年 5月 26日 (月)
 時間は10:00~13:00 (入室開始 9:30~)

● メイン講師: 山田 章裕 (行政書士、CCUS認定アドバイザー)
 所属: 行政書士法人アドバンス
 2019年行政書士登録。
 建設業に関する手続きや
 CCUS認定アドバイザーとしての活動に従事。

● 申込・締切: 右のQRコードからお申込みください
 定員10名になり次第、締め切らせていただきます。

● 会場: 日建学院 長崎校 (第6森谷ビル1階)
 浜町アーケード駅より徒歩約2分

【主催】(一財) 建設業振興基金
 (お問い合わせ) 建設キャリアアップシステム事業本部 平野 中間
 Tel: 03-5473-4586 ccus01@kensetsu-kikin.or.jp
 【協力】(株) 建築資料研究社 営業本部 公益法人担当室 赤木
 (お問い合わせ) hideyuki.akagi@mx1.ksknet.co.jp



開催日	開催場所	住所	時間	受付人数	申込
1月30日	水戸校	茨城県水戸市笠原町978-27 IPICビル 3階	10:00-13:00	10名	申込
2月3日	厚木校	神奈川県厚木市中町3-6-13 神奈中厚木第一ビル 3階	10:00-13:00	10名	申込
2月6日	宮崎校	宮崎県宮崎市大字本郷北方2440-24	10:00-13:00	15名	申込
2月10日	大宮校	埼玉県さいたま市大宮区宮町2-23 イーストゲート大宮ビルA館 3階	10:00-13:00	15名	申込
2月13日	なんば校	大阪府大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル 13階	10:00-13:00	25名	申込
2月16日	長崎校	長崎県長崎市振町7-12 第6森谷ビル 1階	10:00-13:00	10名	申込
2月20日	大分校	大分県大分市大字古国府6-3-27	10:00-13:00	11名	申込
2月27日	新潟校	新潟県新潟市中央区笹口1-21-1 新潟日建工科専門学校 6階	10:00-13:00	10名	申込
3月4日	沼津校	静岡県沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル 7階	10:00-13:00	15名	申込
3月5日	宇都宮校	栃木県宇都宮市東宿郷3-6-8	10:00-13:00	15名	申込
3月6日	長野校	長野県長野市吉田5-26-6 日建ビル 1階	10:00-13:00	12名	申込
3月10日	高知校	高知県高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル 7階	10:00-13:00	8名	申込
3月11日	千葉校	千葉県千葉市中央区登戸1-2-10	10:00-13:00	10名	申込
中級編 3月13日	大宮校	埼玉県さいたま市大宮区宮町2-23 イーストゲート大宮ビル 3階	13:30-16:30	15名	申込
3月19日	山梨校	山梨県笛吹市石和町広瀬782	10:00-13:00	19名	申込
3月27日	つくば校	茨城県つくば市流星台33-1	10:00-13:00	11名	申込

4. 最後に

建設業は、社会インフラや暮らしを支える重要な仕事である一方、業界全体として担い手確保や働き方改革への対応が求められています。そうした中で、働く人が安心してキャリアを重ねられる環境をつくることは、企業の持続的な成長だけでなく、業界全体の未来にも関わるテーマだと考えています。

建設キャリアアップシステムが業界全体の未来を支えるツールとして活用して頂けることを希望して、講義を終了させていただきます。
有難うございました。